

座談会

民事裁判手続等の
IT化の検討状況

【日 時】 平成31年1月16日(水) 午後4時～午後5時30分

【場 所】 第一東京弁護士会 役員会議室

【出席者】 金子 稔 会員(司法改革推進センター委員)

梶谷 篤 会員(司法改革推進センター委員)

植松 祐二 会員(司法改革推進センター委員)

吉峯 耕平 会員(司法改革推進センター委員)

岡本 圭史 会員(司法改革推進センター委員)

矢野 領 会員

(司法改革推進センター裁判手続等のIT化部会担当副会長)

佐々木 文 会員(会報委員会委員)

1. 自己紹介

司会・矢野領会員(司法改革推進センター裁判手続等のIT化部会担当副会長)●皆さん、よろしくお願いします。今日は裁判手続のIT化についての座談会を開催させていただきます。まず、自己紹介からお願いします。

金子稔会員(司法改革推進センター委員)●48期の金子です。去年の7月から公益社団法人商事法務研究会(以下「商事法務」という)で開催されている「民事裁判手続等IT化研究会※²」(以下「研究会」という)の委員を務めております。今日は有意義な話ができればと思います。

植松祐二会員(司法改革推進センター委員)●53期の

植松と申します。私は今、東京地裁と東京三会の民事訴訟の運営に関する懇談会に参加するとともに当会の民事訴訟問題等特別委員会の委員をしています。昨年3月に内閣官房から出された「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ※^{1②}」(以下「取りまとめ」という)に対する当会の意見を取りまとめるために昨年の夏に、裁判手続等IT化検討部会が設置されまして、そこに参加するとともに、今回のIT模擬裁判にも参加しています。

佐々木文会員(会報委員会委員)●45期の佐々木文と申します。今日は会報の企画でお忙しい皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私はこの分野は全く疎いので、一会員から見た素朴な質問をさせていただきたいと思い参加しました。

※ P.15参照

梶谷篤会員（司法改革推進センター委員）● 52期の梶谷篤と申します。私は前年度副会長で、「取りまとめ」に対する日弁連の意見照会等でも副座長として参加いたしました。その流れで、今回のIT模擬裁判についても担当者の一人となりました。

岡本圭史会員（司法改革推進センター委員）● 60期の岡本と申します。私は司法制度調査委員会委員をしていて、昨年の夏に司法改革推進センター委員になりました。今回のIT模擬裁判の際に、ITが得意でない人もメンバーとして必要ではないかということでお声掛けいただき、担当しました。

吉峯耕平会員（司法改革推進センター委員）● 58期の吉峯と申します。総法研のIT法研究部会の部会長をやっております。平成29年10月から内閣官房で「裁判手続等のIT化検討会」が開催されていますが、私の事務所の福田剛久会員（元裁判官）が委員をしており、その随員として傍聴していました。また、模擬裁判も傍聴しています。

2. 前年度までの経緯

司会●今日の座談会は、今、金子会員から話がありました商事法務がやっている「研究会」と、東京三会和東京地裁でやっている「IT模擬裁判」のお話をするのが最終的な目標ですけれども、これまでの流れからやっていると話が分からなくなってしまうので、最初はそこから説明させて頂きたいと思っています。今、吉峯会員がおっしゃった、裁判手続等のIT化検討会のところから始めさせていただきます。

私自身は、日弁連の民事司法改革総合推進本部の委員を務めておりまして、その中で裁判手続のIT化も検討の素材に挙がっていました。そうした関係もあって、今回、単位会にこの話が降ってきたときに、私が担当副会長になりました。

今回の裁判手続のIT化とは、もともとは、「日本再興戦略」の中で「未来投資戦略2017^{※1①}」が平成29年6月9日にできまして、その中で、裁判手続のIT化を速やかに検討することが決定されたものです。それを受け

て、「裁判手続等のIT化検討会^{※1②}」が開催されることになり、田辺総合法律事務所の福田会員が委員として出席されています。まず、吉峯会員から、この「検討会」の検討状況を教えていただけますか。

吉峯●もともと日弁連のコンピューター委員会等、弁護士会ではIT化に向けた動きがありましたが、あまり取り上げられないまま来ていました。今回は、そのような従来の弁護士会の動きとは全く別のところから、「未来投資戦略2017」の閣議決定に、裁判のIT化が入りました。政府は、「Doing Business」という世界銀行の国別ビジネス環境ランキングをKPI（目標値）にしているのですが、裁判手続がIT化されていないことでランキングの点数が取れないので、改善しようという流れです。

ただ、政府の動きとは別に、新民訴法改正に至る民事訴訟の実務改善の流れがあり、IT化をきっかけに民事訴訟の改善を進めようという機運が盛り上がってきたという側面もあると思います。

検討会の中身は「取りまとめ」を読んでいただければと思いますが、個人的に非常に大きなポイントだったと思うのは、裁判記録を全面的にデジタル化するという、ある意味、非常に挑戦的な大方針が、検討会のかかなり最初の段階で、ほとんど異論なくコンセンサスとなったことです。

佐々木●日弁連は割と前からIT化の研究を進めていたというお話でしたが、いつ頃からですか。

梶谷●日弁連にはかつてコンピューター委員会があり、15、6年ぐらい前から平成22年に委員会自体が廃止されるまで、司法のIT化についても研究を行い、海外視察等にも行っていました。平成16年7月に札幌地裁で一部申立書面の電子提出の試行が行われた際にも参加してレポートをするなどしていました。

司会●その後、日弁連では、韓国の実状を視察して、その報告書をまとめています。それに基づいて最高裁との協議会で、eファイリングなどやりませんか、と、弁護士会側から提案しましたが、具体化するに至りませんでした。そうした中、突如、「日本再興戦略」という全く別の方面からIT化の話が出てきて、日弁連の方針と合流したという流れです。

※ P.15参照

佐々木●この検討会の「取りまとめ」がでたのは、画期的な出来事だという認識でいいですか。

梶谷●これまで、裁判所も弁護士会も海外の司法制度で電子化が進んでいることについて関心を有しており継続的に調査もしていたわけですが、現在の実務が定着している中で、裁判所や弁護士会からはなかなか進めにくい状況もあったと思います。今回、行政側からの働きかけによって大きく動き出したのは新しい展開だと思います。

吉峯●今回は、内閣官房から動きははじめましたから、予算的な手当てもなされるでしょう。裁判所から見て、大きなチャンスであることは間違いありません。

司会●「取りまとめ」は、平成 30 年 3 月 30 日にできました。これには『「3つのe」の実現に向けて」という副題がついていて、これに基づいて今回の動きがどんどん進んできているところです。

この「3つのe」の「取りまとめ」などについて、重要なポイントを金子会員から説明をお願いしますか。

金子●では、私がまず説明しますが、適宜補足していただければと思います。

この「3つのe」というのは、「取りまとめ」の中で触れられていることで、まずはe提出、これはeファイリングとも言われています。それからe事件管理、これはeケースマネジメントとも言われています。そして3つ目がe法廷、eコートとも言われています。

順番にその内容をご説明するとe提出、すなわちeファイリングについては、紙媒体の裁判書類を、これまでは持参あるいは郵送によって取り扱っているわけですが、

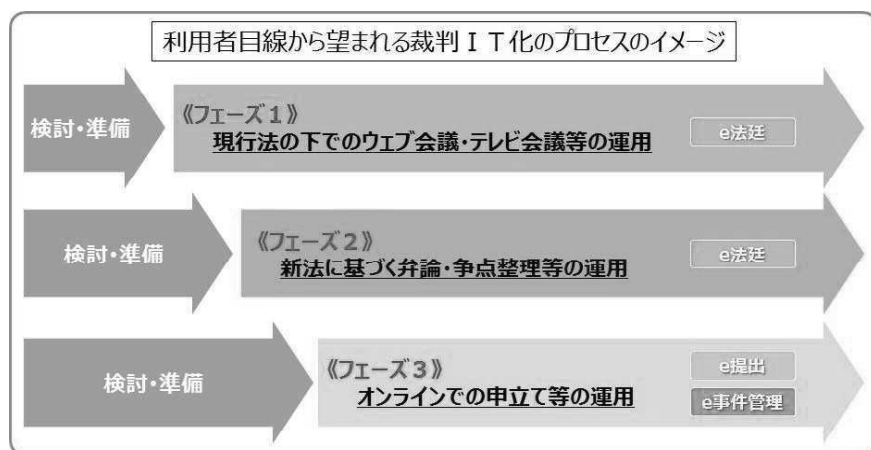


矢野 領 会員

それに代えて、電子情報によるオンライン提出ができるようにすることを目指すものです。それから、e事件管理、eケースマネジメントですが、事件記録、事件情報に、随時かつ容易にオンラインでアクセスができるようにすることを指しています。それから3つ目のe法廷、eコートですが、これは当事者の一方又は双方がウェブ会議等で期日に参加できるようにすることと説明されています。

これらを実現するまでのプロセスについても、「取りまとめ」では言及されていまして、「3つのe」全てについて検討準備に着手するものの、実際には実現可能なものから段階的に導入していくことが相当とされています。

具体的には、フェーズ1として、現行法下でのウェブ会議等の運用、フェーズ2として、法律改正を伴いますが、新法に基づく弁論、争点整理手続等の運用、さらに



利用者目線から望まれる裁判 IT 化のプロセスのイメージ

出典：「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」20 頁図 3

フェーズ3として、オンライン申立て等の運用、こういう手順を踏むのが相当という意見が表明されています。

司会 ● ありがとうございます。この「3つのe」に関連する報告書から今の手続に流れていくわけですが、大雑把に言うと、今やっているのはIT模擬裁判、これは一応、フェーズ1を前提にしたものという理解でよろしいですね。

フェーズ2が、今、商事法務でやっている「民事裁判手続等のIT化研究会」という理解でよろしいですね。

金子 ● 研究会ではフェーズ2だけでなく、フェーズ2も含めて包括的に検討するという理解をしています。

岡本 ● このフェーズ1とかフェーズ2という言葉が既に飛び交っているのですが、僕も初めは分かりづらくて。やっていくと実感できたのですが、ここは、もうちょっと説明した方がよいと思います。

吉峯 ● まず、フェーズ1は法改正を経ないで、現行法の範囲で実施するものです。民事訴訟法の改正は、法制審の諮問・答申を経る必要があるので、かなりの時間がかかってしまいます。なるべく速やかに進めていくために、まず法改正なくできるものを実施するということで、フェーズ1が切り出されました。主としてウェブ会議による争点整理などを想定しています。

フェーズ2とフェーズ3の違いを簡単に言うと、フェーズ3は本格的なシステム開発を要するものです。例えば証人尋問を遠隔で実施する場合、必要となるシステム・設備は、一般の会社で使うものと大きくは変わりません。それに対し、訴訟資料のオンライン提出や訴訟記録のデジタル化には、かなり本格的なシステム整備が必要です。法改正後、すぐに実施できるものがフェーズ2、システム整備を要するものがフェーズ3と、切り分けられています。

フェーズ3は、実施時期が未定となっていますが、これは、検討会の時点ではシステム開発にどの程度時間を要するか分からなかったためです。その後の平成30年6月の閣議決定で、平成31年度中にフェーズ3のスケジュールについて法務省が検討するとなっていますので、もしばらくしたら、フェーズ3まで含めたスケジュールが出てくると思われます。

3. 民事裁判手続等IT化研究会

司会 ● 商事法務でやっている「研究会」は、法制審の前捌きの議論をしているという形になるかと思いますが、金子会員から研究会の今の状況をご説明いただけますでしょうか。

金子 ● 今の話の繰り返しになるかもしれませんが、「取りまとめ」でも、必要な法整備の実現に向けて、2019年度中の法制審への諮問を視野に入れて速やかに検討準備を進めるという記述があって、それを受けて「研究会」が発足しました。

委員は、私を含めた3人の弁護士、それから研究者が入っています。それに加えて、発言権のあるオブザーバとして司法書士が1人参加しています。昨年7月に第1回があって、第2回が9月、そこから毎月1回のペースで、昨年末までに合計5回、会議が開かれている状況です。

それぞれ事前に、審議事項について次回のテーマではこういう論点についての検討を願いたいというペーパーが送付されてきます。それを受けて、私も委員になっている日弁連の「裁判手続等IT化に関する検討ワーキンググループ」で、送られてきた審議事項についての検討を行った上で会議に臨み、意見を述べています。

司会 ● そのワーキンググループですが、研究会がハイペースで開催されているから、ワーキンググループもかなりのハイペースで開催されている感じですね。

金子 ● そうですね。ワーキンググループは、正式に発足したのは昨年9月からですが、かなり時間をかけて討論をしています。日弁連でも、全国の単位会、それから日弁連の各委員会に対して、このIT化に関する意見照会を出して、それに対する回答が昨年8月末ぐらいにありました。その回答結果の検討作業も、このワーキンググループが行っています。

司会 ● その単位会への意見照会についてですが、日弁連から単位会への意見照会は昨年6月ぐらいにきました。それで、こちらでも人選をして、梶谷会員を副座長として意見を取りまとめて、9月11日の常議員会で決定し、日弁連に提出しています。

その内容を、簡単に梶谷会員からご紹介いただけますか。

梶谷●もともと日弁連の意見照会が、「取りまとめ」を60個の論点にわけてそれぞれ回答せよというものでしたので、その内容は多岐に渡ります。個々の論点を紹介するのはここでは難しいので、最後の「日弁連はどのような姿勢で取り組んでいくべきか」という照会に対する回答だけかいつまんで説明いたしますと、①裁判手続の効率化は国民の利益に直結するものである、積極的かつ速やかに取り組むべきである、②「3つのe」のうち「e提出」、「e事件管理」は基本的に速やかかつ積極的に進めて行くべきである、他方、「e法廷」については手続保障の要請等もあることから手続の種類や各手続内の段階毎に検討すべきである、本人訴訟における司法アクセスを阻害しないよう配慮すべきである、といった意見を提出しています。

司会●当会の意見は、相当に分厚い方だったと思います。37ページにわたっています。

岡本●多分、ITに全く関与してこなかった弁護士にとっては、これが一番初めに触れた意見照会だったと思います。私も初めて参加させていただいて、周りは総法研のIT法部会の方で、こういう質問はナンセンスだよねとか、既に問題意識をお持ちの方と、僕みたいに、訴状をメールで送っていいんですかという問いについて、どう考えるかと初めて考えて、ああ、なるほどと勉強しながらやったのが、この取りまとめです。

吉峯●日弁連ワーキングで取りまとめ中とのことですが、全国的な傾向はどうなっているのでしょうか。

金子●論点によっては、消極的から積極的まですごく幅広く出ているものもあります。

吉峯●特にe提出の関係で、1つ申し上げたいことがあります。若手の弁護士は、即独とか事務員がいない中で、自分で訴状の副本や証拠写し作成の事務作業をやるケースがかなりあるようです。手元の記録も既に全部デジタル化して、紙は原則持たない人も実際に増えています。検討会などでは、そういう意見が取り上げられることはありませんが、紙の提出が、若手弁護士に非常な不便を強いているという面があります。

司会●少し話を戻させていただいて、「研究会」のところ



金子 稔 会員

です。実際に具体的には、今、どんな議論というか、商事法務のホームページを見ると、研究会資料と議事録は公開されています※²。今日現在では、資料は4回目まで、議事録は2回目までが要旨公開されています。具体的な論点の幾つかをご紹介しますか。

金子●詳しくは公開されている議事要旨と資料を見たいのですが、検討が実質的に始まった第2回のテーマのひとつは、訴えの提起等で、オンライン申立ての一本化について、オンライン申立てのみに限定し書面による申立てを認めないことについてどう考えるべきか、記録を電子化すること及びこれに一本化することについてどう考えるべきかといったようなテーマについて検討がなされました。このほか第2回では、各論にも入っており、オンラインによる訴え提起を認める場合の規律をどう考えるべきかといった論点が議論されました。

第3回では、送達と、それから応訴、口頭弁論等ということで、電子メールを用いた訴状の送達についてどのように考えるかといったテーマでの話し合いがなされました。その際には、送達に関しては、主に弁護士委員ですけれども、電子メールの送達は望ましくないのではないかという意見が出されていました。

それから研究会の資料では「システム送達」という表現がなされているのですが、裁判所の設けるオンラインシステムによる簡易な送達方法を設けることについての規

※ P.15参照

律についてどう考えるかということも議論されました。この点については、国及び地方公共団体は義務化してもよいのではないかと、それから法人の中で任意で申し出た者にも認めてよいのではないかと、その反面、個人については慎重な検討が必要ではないかといった意見が出されました。具体的な理由としては、特に消費者問題に取り組んでいる方から悪用のリスクがあるのではないかとといった観点での指摘が多かったのも、それを踏まえた意見を述べてきているところです。

第4回は争点整理手続等というテーマでの話し合いがなされ、年末にあった第5回は、書証、その他の証拠方法についての議論がされました。今月末にも、証人尋問などについての議論がなされる予定です。

司会 ● ありがとうございます。研究会のこの後の予定はどうなっていますか。

金子 ● 第1読会が、概ね3月までを目標としていると聞いています。第2読会が4月以降というイメージで研究会を進めていくことが想定されているようです。

司会 ● まだ2読の具体的なスケジュール感が出ていないでしょうか。

金子 ● まだ出ておりません。ただ、今年11月ぐらいを目処に終えることを目標にしていることは、耳にしているところです。それから、メインテーマはもちろんIT化で、IT化するに当たっての問題点の洗い出しが第1読会のメインテーマにはなっていますが、必ずしもIT化と関連性が高くはないテーマについても幾つか議論がなされているところです。

司会 ● 11月に取りまとめとなると、来年の2月の法制審の親会にかけて設置を決めるのが一般的でしょうか。そうしますと、大雑把な目安として、来年のゴールデンウィーク前後に法制審が始まるイメージですね。そのときは、通常は金子会員はこのまま法制審でも委員になられると思います。

佐々木 ● 先ほど話にでた電子メールで送達するのはなぜいけないのかという点ですが、それはセキュリティの問題ですか。

金子 ● セキュリティの問題が主です。メールだといろいろなサーバーを中継していったら、サーバー管理者が見ようと思えば見られてしまう可能性があるということで、セ

キュリティリスクがかなり高いのではないかとということが話題になっていたと記憶しています。

司会 ● たしかシンガポールはメールで来ちゃうんですね。違いましたか。

岡本 ● 実際にシンガポールでの事件をやっているのですが、シンガポールからはメールで来ています。

佐々木 ● 「取りまとめ」の20ページの図(4頁参照)でも、「e提出」はフェーズ3になっています。梶谷会員もおっしゃっているように、現時点でも準備書面などをメールで出したいというニーズはあると思います。利用者目線で見たら、今でもできそうなのに最後の段階になっているのは何でだろうと思ってしまうんですね。

梶谷 ● 一弁の「取りまとめ」に関する議論では、「3つのe」の優先順位は、便利なものからどんどんやっていこうという方向性でした。e提出やe事件管理、特にe事件管理は裁判所内のシステム整備の話だから、裁判所はさっさとお金をかけて整備してほしいという意見ですし、e提出も、郵送・ファックスをメールや電子提出にするだけで効率が上がることは確実なので、どんどん進めていくべきだという意見です。他方で、e法廷は、司法へのアクセスを強化できる利点がありますが、家事事件等、手続によって手続保障の要請が強い場面もあることから、各手続ごとに慎重に検討していく必要があるという意見です。

佐々木会員の話に戻ると、民事訴訟において手続をどう進行していくかは、手続保障の中で当事者の選択に委ねてもいいと思うのです。代理人がついて双方同意した場合は、簡便な方法としてメールでやり取りすることとすることは、それほど弊害はないように思えます。

しかし、今回は民事訴訟全般にわたる改革をどんどんしていこうという話なので、まずは、法整備をしなくてもできることからやり、さらに、ある程度一律に変えていこうという考え方になったのではないかと思います。

金子 ● 当初、私が「研究会」の委員をお引き受けして、事前にいろいろなものを読んで準備していたり、「取りまとめ」や何かも拝見したりすると、完全IT化を目指すことが書かれていたりしていたので、かなり先進的な感じだと思って研究会に臨んでいたのですが、議論をしていると、今、梶谷会員がおっしゃったように、論点ごとに一律適用

は難しいのではないかと議論は結構出ています。

こういう議論を踏まえて、個人的には2読目にどのような方向性で議論がなされていくのか注目しています。

吉峯●完全IT化については、「e提出」という言葉が誤解を招いている面があります。これは「eファイリング」の翻訳です。ファイリングですから、提出よりも、記録の作成・保管に重点があると思います。

裁判所として、訴訟記録を全部デジタル化したいということであって、提出手段をデジタルに限るということではないのです。紙の書類では提出できないという制度は考えられません。

結局、紙で提出されたときに、誰が電子化するのか、費用負担はどうするのかという問題なのです。また、紙の提出が許容されることを前提に、デジタルでの提出に誘導する施策は必要です。そのためには、一般人にとっても使いやすいシステムが必要となります。

佐々木●電子提出の方が手数料が安いとか、そういうことも含めてですか。

吉峯●そういうことも、議論の俎上には上ってくると思います。電子提出を安くすると言うのか、紙を高くすると言うのかによってニュアンスが変わってくるでしょうね。シンガポールでは、民間のサービスビューローが電子化してくれるという制度があります。そういう電子化請負業者のようなものを仮に認めるとしたら、電子化の補助だといって実は法律相談をやってしまうみたいなリスクも考えられます。弁護士会としては、非弁との関係にも気を付けて検討する必要があるでしょう。

佐々木●実際のイメージとしては、裁判所システムみたいなもの、例えば今、大きいデータの写真とかをアップロードして、みんなここに行って見てねみたいなシステムがありますが、そのようなシステムに訴状とか準備書面とかを各自がアップすることになるのでしょうか。

吉峯●紙の場合、裁判所への提出と、相手方への送達・直送が分解されてしまいますが、デジタルデータの場合、システムにアップすると、それが関係者(裁判所・相手方)に共有されるという方式に変わってくる。

佐々木●アップすると、相手方にも、アップされましたという通知がいくということでしょうか。

吉峯●そういうイメージを持っています。



梶谷 篤 会員

4. IT模擬裁判

司会●研究会の話は一旦ここまでにさせていただいて、今度はIT模擬裁判について、お話しさせていただければと思います。

IT模擬裁判は、今は高裁所在地の裁判所を中心に実施している状況で、最近、日弁連からうかがったところだと、東京がどうも一番遅れているぐらいの状況だということです。参加人数も少なく、会員へのアナウンスも薄いのではないかと指摘も受けています。

それで、IT模擬裁判は昨年9月頃から話が始まり、10月から人選となって、今回の座談会のメンバーの方に、具体的に原告・被告の弁護士役ということでお願いをしています。手続は、第1回目は東京地裁民事第8部を中心としたチームと40部を中心としたチームと2つに分かれて、それぞれ原告代理人役と被告代理人役を決めて、実際にやってみることになりました。

ここからは、実際にやっていただいた方からいろいろお話しいただいた方がよいと思いますので、まず植松会員からいかがでしょうか。

植松●私は40部グループの原告代理人役をやらせていただきました。代理人は原告代理人、被告代理人いずれも東京三会から1名ずつ、合計3名ずつで実施しました。実際に裁判所とウェブ会議でつなぐ事務所を、原告代理人側で1カ所、被告代理人側で1カ所決めて行いました。40部グループの原告代理人役の中では、私の所属する事



植松 祐二 会員

務所を接続事務所として、裁判所とはマイクロソフト社のスカイプフォービジネスというソフトを利用してつなぎ、書面の提出は、同じくマイクロソフト社のワンドライブというソフトを利用して行いました。期日としては3回行いました。

司会●間隔は、12月の頭から1週ごと、1回目、2回目、3回目と入って、12月で一旦終わりという感じです。

植松●そうですね。12月に始まって、12月中にもう終わるという結構タイトなスケジュールで実施しました。記録は裁判所から提供してもらった記録を使いました。今回のIT模擬裁判のメインは、実際に期日で接続してみて、どういう感じになるかを試してみるということで、私の所属事務所で接続した際は、ノートパソコンを会議室に持ち込んで、有線LANをつないで接続しましたが、接続ができないとか、期日中に切断してしまうといった接続関係のトラブルは、特にありませんでした。全体としてそれ

ほど違和感なく実施できたかなと思っています。

ただ、1回目の期日ではノートパソコン1台だけを使用したところ、パソコンの画面の半分にスカイプの人の顔が映っていて、残りの半分にワンドライブの画面が表示される形となり、ワンドライブで書面を表示すると、書面の字がすごく小さくなってしまって非常に見にくいということがありました。そこで、2回目の期日からは、ノートパソコンに外付けでディスプレイを接続して、そちらにスカイプで人の顔を映して、ノートパソコンの画面にはワンドライブの書面を表示するという形で実施したところ、それほど違和感なく見ることができました。

司会●当日の写真を見ながら話をしましょうか。

岡本●写真①のように、弁護士役は東弁、一弁、二弁の3名で構成されていて、私は8部グループの原告側で、梶谷会員が被告側です。写真②では、画面に梶谷会員が「ゲスト」として表示され、裁判官の顔が写っていますけれども、これがスカイプをつないだパソコンの画面です。これは手続き開始直前の画面ですが、被告側が参加すると画面に梶谷会員の顔も写し出されます。また、この日は写真①③の奥にあるディスプレイに書面を表示しています。声は写真に写っているスタンドマイクで集音し3人の声が入りやすいようにしています。写真③は、私のパソコンで、当日裁判所から指示のあった補正などをその場で書面に反映させている状況です。

梶谷●ワンドライブで書面を表示させているのですが、裁判官が「この部分については主張としてはこういう趣旨でしょうか」とカーソルを動かすと、リアルタイムで反映されます。これにより、対面で裁判官が書面を指ししめ



写真①



写真②



写真③

す状況を疑似的に再現しようとしているのですが、テレビ会議の画面とワンドライブの書面を1つのモニターに同時に並べるとすごく小さくなってしまいますので、2つモニターを用意することになりました。

岡本●今のやり方でやると、2画面ある方がいいでしょうというお話ですね。事件記録自体は、建物収去土地明渡事件でした。そこまで複雑なものではないのですが、細かく裁判所から釈明を求められ、ここは補正してくださいなどと言われると、画面上でコメントしたりするので、1人では対応しづらい。今、この方式でe法廷をやるとすると、1人ではなかなかしんどい感じはありました。模擬裁判ということもあって、裁判所も非常に準備をされていて、釈明も早いし、3回で結審しないといけないということ。

司会●今回の模擬裁判では、裁判所の手続も傍聴可としていただいて、私は、8部グループの2回目を裁判所で傍聴させていただきました。岡本会員や梶谷会員が映っている画面を、映っているなと後ろから見ていたのですが、今回の模擬裁判は、裁判所の準備がかなりしっかりしてまして、実際にこれぐらいのクオリティぐらいでできることはなかなかないかなと思いました。ただ、ここまでのレベルでできると、それなりの意味もあるかなと思いました。

佐々木●裁判所側は法廷で行っているのですか。

司会●裁判所は、無線でつないでいたのですが、無線の入りが悪くて接続が難しかったので、私が傍聴したときは、窓際にある大きな会議室になっていました。窓際にモニターを置いて、それ以外にタブレットが1個、合計2台体制でした。裁判官役の1セットがあって、少し離れて書記官役のところに同じセットが置いてあったという形でした。

梶谷●私は8部グループの被告側で、私の事務所で機材を用意したのですが、初めの2回は無線LANで回線をつなぎました。無線としては遅くない回線でしたが、スカイプとワンドライブを同時に動かすと、テレビ会議の画像の送受信ができなくなり音声のみになることがしばしばありました。3回目は有線LANで非常に早い回線で接続したので快適になりました。回線の速度をある程度確保できないと現状では使いにくいように思います。

もう1つ、今回、裁判所の提案で、原告・被告が交互に準備書面を出すのではなく、原告、被告が、訴状と答弁書にそれぞれ認否や主張を重ねて書き込んでいき、最終的にそれぞれ書き込んだものが原告と被告の最終準備書面になるようにする、という実験を行いました。それもあって、裁判所が、釈明したことはここに書きこんでください、反論はここに書きこんでくださいといった指示をしていました。確かにうまく行けば効率的だと思いましたが、もっと複雑な事案等でも同じようにできるのか、裁判所の訴訟指揮の負担が大きくなるか等も事後の反省会で議論がなされました。

司会●今回は、一応、フェーズ1ということで始めてはいるのですが、実際は、ワンドライブという共有ドライブを使って、そこに訴状とかを落とし込んで、あと、みんなで一緒に一つの書面を作ったりとか、争点整理をしていこうというところが含まれているので、全体としてフェーズ2、3のところも先行していろいろ実験してみましようという趣旨が含まれていたのですね。

植松●認否に関しても、色分けするということを実際やってみました。相手方がワンドライブ上にアップロードした主張書面を利用して、そこに、認める部分を水色で網掛けし、争う部分を赤で網掛けする、ということをやってみました。

岡本●初めの裁判所との打ち合わせに行ったときにも、ITに関係するかどうか微妙だけれども、今の争点整理の在り方のような話も裁判所は相当力を入れてやられていて、その最たるものが、原告、被告、書面1本ずつで、終結した段階でも書面が1本ずつしかない状況でやってくれませんかということで、弁護士側からは、当然、そんなことできるわけがないという批判があったのですが、裁判所がものすごく釈明をして、論点を絞って書く事項を特定したことと、事件記録が比較的単純だったことで、とても不思議ですけども、何かできてしまったような感じではあるのですね。しっちゃかめっちゃかになれば、しっちゃかめっちゃかになる結果でいいじゃないかと言って、あの部屋を出したいと思います、意外とならなかった。

梶谷●白表紙ですから、依頼者が変なことを言ってくるとか、ここはこのように言ってくれ、あるいは言わないでくれとかいうのがない前提ですから、そういう意味では



佐々木 文 会員

予定調和のとおり終わったところがあると思います。

佐々木 ● 期日3回は弁論準備手続ですか。

金子 ● とりあえず、そこら辺の法的位置付けは置いておきましょうという前提でやっていたと思います。

植松 ● 40部グループでは事実上の打ち合わせということで実施していました。

梶谷 ● 現被告とも多数の大規模訴訟等では、はじめから最後まで進行協議期日で主張整理を行って和解する例もありますので、あまり気にしない前提で良いと思います。

佐々木 ● 「取りまとめ」では、裁判の公開との関係に配慮している記述が割りとあったので、今ご説明していただいた、その場で書面も直してみたいなやり方は、公開にはなじみにくいのではないかという気がして、その期日がどういう扱いだったのかが気になりました。

梶谷 ● ただ、今も一般的な民事訴訟は、別にほとんど弁論準備手続を非公開でやっているわけですから、そんなに親和性がないわけではないと思います。

佐々木 ● 弁論準備だといいいのですがけれども、口頭弁論とか証人尋問となると、どのようにやっていくのかなという疑問はあります。

吉峯 ● 弁論準備手続と公開原則の関係については、平成8年の民事訴訟法改正のときに大きな議論があり、弁護士会は、非公開の手続を認めるべきではないという立場でした。様々な議論の結果、弁論準備手続は非公開と

は規定せず、「相当と認める者の傍聴を許すことができる。」（民訴169条2項）となっています。ただ、実態は非公開で長年運用してきて、もう非公開という意識になっていると思います。

あと、フェーズ1の段階では現行法前提なので、弁論準備手続の片方出頭要件（民訴170条3項但書）との関係をどう整理するかという問題があります。書面による準備手続を活用して双方出頭しないで運用しているという論文がありますが※、その中では、電話協議期日（民訴176条3項）を活用するとされています。今回の模擬裁判では、書面による準備手続の電話協議期日とするのか、あるいは事実上の打ち合わせなのか、両方あり得るという前提のようでした。

司会 ● 金子会員は、私よりも多く傍聴していたと思いますが、感想はいかがですか。

金子 ● 私は梶谷会員と植松会員のところで一度ずつ、裁判所で二度傍聴をしました。確かに裁判所は非常に準備がよくなされていて、裁判官、書記官の関心も高いのだろうという印象を持ちました。

傍聴した感想としては、法的な議論もさることながら、どういうシステムが構築できるか、それが決定的に重要だろうという気がしています。今はスカイプフォービジネスとワンドライブでやっていますが、それでそのまま実務をやるということには必ずしもならないかもしれないわけで、結果的に構築するシステムが、ある意味、ITリテラシーの高い人でないと扱えないようなものになってしまったならば、それは裁判を受ける権利との関係で非常に難しい問題になってくると思うので、一にも二にも、どういうシステム構築ができるのか、これが最終的にはかなり重要だろうと思ったところです。

梶谷 ● システムの話ですがけれども、私は8部グループの被告側で、3回の期日とも、なかなかこちらがつながらなくて、原告の方を15分から最大30分お待たせしました。ちゃんと用意していたつもりなのですが、設定によっていろいろあるようで、こちら側だけでなく裁判所側でも再設定したりリセットしたらつながったということもありました。既にあるソフトを使ってやることは、ハードルが低い

※ 安西二郎「遠隔地・小規模の支部における書面による準備手続の運用」判タ1411号17頁

ようでいて、実際は、同じソフトでもバージョンが異なったり機械との相性があつたりもするので、誰もが安定して使うことが難しい側面もあると思います。

電話とファクスは、ものすごく安定したシステムで、絶対つながり、音声も途切れず、使い方が簡単で誰でも使い慣れているというメリットがあります。これを置き換えるためには、電話やファクスと同じぐらいとまではいかなくとも、相当程度簡便に使えるようにする必要があると思います。

その意味では、まずは、実験的に既存のソフトを使ってやるのでいいのですが、将来的には、安定的なシステムを構築してほしいですし、その際に、システムをどのように構築すればいいのかという点も見据えてテストしていくことも今後必要になっていくのではないかと思います。あくまでも希望ですけども。

司会 ● 当会も今、5,500名弱の会員数になっていて、その中で裁判をIT化していくとなると、全体をどうやって底上げしていくのかは、会としてはすごく気になっているところです。

岡本 ● IT模擬裁判に参加したら、便利だったとかどうだったかと聞かれるのですけれども、便利かどうかというと、今の状態ではなかなかどうなのかわからないですけども、ただ、世界的なことを考えると、この流れに乗らざるを得ないだろうと思います。裁判所の記録にアクセスして、記録がIT化されているのを見られるという世界まで考えると、それは目指すべきだと思いますが、そこに至るまでの間、今あるものをどれだけ活用するのかというのは難しいだろうと思います。裁判の在り方とか争点整理の在り方の問題も含まれてくるので、会員がどこまで随時この情報に触れて勉強しておかないといけないのかというのは、結構難しいところだと思います。

梶谷 ● 今回のIT模擬裁判は、わりと難しいことから始めているように私は思います。リアルタイムで機械を操作してテレビ会議をしながら、ワンドライブを使って争点整理をするという、結構難しい高度な処理を同時にやる。それはシステム的にも、回線速度もマシンのパワーもそれなりに必要になると思います。

植松 ● 実際、40部グループでやったときも、第2回目だったと思いますけれども、裁判所だけがいつまで経っても



吉峯 耕平 会員

接続できないということがありました。そういうことが実際に起きるかもしれないと思うと、実際にウェブ会議を利用した期日が実現した場合、例えば、10時からの期日のときに、前もって9時45分とか事前に接続テストをしないと怖いと思いました。

岡本 ● そうです。私も、期日は5時半ですけども、5時には二弁の会員の事務所に行ってスタンバイしないといけないので、時間はかかるのですよ。例えば韓国では、当事者は裁判所に行くのだけれども、提出をITでやっていて、画面を見ながら証拠とかがIT化されていると。なので、東京でも実際にやるのだったら、そういう方向でもいいと思います。提出だけITでやって、裁判所で画面見ながら実際弁論準備すると。書面だけアップして、ファクスで送るのだけやめる模擬裁判を、東京ではやってもよいのではないかという気がしましたが、反省会では言える雰囲気ではありませんでした。(笑)

梶谷 ● 反省会でも、例えば法律事務所は機械を整備できなくとも、支部や弁護士会の会議室にテレビ会議室を作って、やり取りするようにして、安定したシステムをそこで使えるようにしたらどうかという案はありましたね。

吉峯 ● ある程度つなぐとかに時間かかって、東京から北海道の裁判所に出頭するよりは楽というのがありますよね。あくまでウェブ会議なり電話会議というのは、一つのオプションですから、近くの裁判所は行けば足りる。

裁判のIT化では、システム構築が非常に大事だと思っています。今までは、民訴の法令改正と運用改善の両

輪で回っていましたが、そこにシステム構築という3つ目の要素が新たに入ってきます。システムをどういうものにするのかによって法律も変わりますし、法律と運用をどういうものにするのかによってシステムの要件も変わってきます。この3つの要素で、やり取りをしなければいけない。

「検討会」にはシステムの専門家は入っていませんでした。それはなぜかという、システムから話を始めると、システムにとらわれた議論になってしまうからだったと思います。最初はそれでよかったのですが、商事法務の研究会でも、どういうシステムが必要かというラフなイメージは恐らくまだ共有されていないと思います。それでは、議論がだんだん難しくなってくるのではないのでしょうか。実際の議論はどう進んでいるのでしょうか。

金子●今のところ、システムについてどのように考えているのかというのは、出席している最高裁から、明確にこういうものですというイメージを持てるような情報提供はなされていないという状況です。ただ、これは恐らく今までの法改正と少し異なる側面があって、システム対応が可能かどうかという点を踏まえて規律を定めていくということが大事だろうという感じはしています。

ということで、今のところ、どういうシステムなのかについての共通認識が本当にあるのかどうかは、何とも言えないところです。

梶谷●結局、システムを組むには要件定義が必要です。そのためには、どういう機能を「3つのe」の中でそれぞれ求めていくのかを、集約しなければいけません。そのためには、将来構築するシステムを見据えて、最終目的としては司法のこういう目的を実現するために、こういうような便利になる機能をITのシステムで実現する、ということを検討していく必要があると思います。現状は、その前提として、既存のソフトの機能を見ながらITシステムで何ができるのかを探っている段階だと思います。

吉峯●数年後の法改正を見据えて、運用と法令とシステムの3つの観点からの検討をそろそろ開始する必要があるのではないかと考えています。

司会●弁護士会としてどういうことをしていくかというのは、副会長としては気になってくるところで、将来的には、会として、例えば専用の部屋を作って、そこから接続できるようにするといったことも必要なかもしれないかと思

います。ただ、現段階では、どうなることも全く読めないですし、この会館は、ご存知のとおり、たった3フロアしかなくて非常に狭いので、その中でどうしたらいいのかというのも課題です。

佐々木●いつ頃から実務が変わっていくことになるのですか。

吉峯●今、決まっているのは、フェーズ1の運用開始は来年度、法改正のあと、フェーズ2の運用開始は平成34年度が目標となっています。4年後ですね。フェーズ3の運用開始はまだ未定です。

佐々木●e法廷で最初に実施されるのは、電話がスカイプに変わるぐらいのイメージでしょうか。

司会●模擬裁判の中で言われた一番緩い運用としては、電話がまさにスカイプに変わっただけというところからやってみないとねというところがあります。

植松●提出がすぐできるという意味では、ワンドライブはすごく便利だなと思いました。

岡本●鹿児島地裁でやって、東京と札幌の弁護士がIT模擬裁判をやるのだったら、e法廷のメリットはあるのがはっきりするのですけれども、東京の事務所同士と裁判所でつないで、となると、そんなにメリットがないように思います。

佐々木●あと、ワンドライブには、例えば裁判所の調書とかもアップされるのですか。

岡本●そうですね。

植松●裁判所の側で、期日経過表みたいなものを作成していました。

梶谷●今回、プロセスカードみたいな詳細なものを作ってくれたのです。

佐々木●それは有り難いという感じはありましたか。

梶谷●もちろんです。

佐々木●正式な調書がアップされるのなら、謄写とかの手間が要らなくなって便利ではないかという気はします。

吉峯●電話会議でもいいじゃないかとも思うのですが、教育的な効果はあると思います。二、三年後には、証人尋問を遠隔で実施するための議論をしなければならないのですが、単純なウェブ会議よりもハードルはかなり高い。そういう意味では、その議論の前段階として、ウェブ会議を使って争点整理をやって、こういうものだという認識を

関係者で共有できる意義はあると思います。

あと、メールで添付ファイルをやり取りして、争点整理表作ってみたいなのは今でもやっていますね。あるいは準備書面をメールで送る運用も、不可能ではないと考えています。直送について条文上許容されているのは写しの交付とFAXですが（民事訴訟規則 47条 1項）、準備書面の直送の効果は相手方欠席の場合に陳述が可能になることですから（民事訴訟法 161条 3項）、訴訟代理人が選任されて出頭が見込まれる事案では、メールで送ってしまっても具体的な支障はないはずです。フェーズ 1で、現行法を前提にどこまでできるのかという問題はありますが、e 提出的な実務を積み重ねていくことは考えられます。

岡本 ● 争点整理に対する裁判所の並々ならぬ思いが伝わってくるような感じでしたので、ITに関係すること以外のお話も結構ありました。それが副産物として有益なものもあったと思います。なぜかIT化して画面に映されると、みんなとてもよくしゃべるのです。（笑）5分ぐらいで終わる弁論準備手続が5分で終わらなくなって、なぜかワーワーしゃべるようになって、それが審理の実質化につながるとかいうような。

佐々木 ● 対面していない方がしゃべるということですか。

岡本 ● しゃべるのですよ。それも今回の件がどうしても、3回で終わろうと思ったからあんなったのか。

吉峯 ● 依頼者がいないから。

岡本 ● 好き勝手しゃべれるというのがありますよね。依頼者を抱えているとね、なかなか。変なこと言うのはまずいなというのがあります。

梶谷 ● 今回、裁判所は、IT化を契機に争点整理手続を活性化させようという熱意をもって取り組んでいるように感じました。そういう裁判所の熱意に促されてしゃべっているところもあるのかもしれない。

司会 ● 実は今、裁判手続の遅延、長期化が問題になっています。

植松 ● 私が出ている東京地裁と三会の民訴懇では、口頭議論をどうやったら活性化できるかということをテーマとしてここ2年ぐらい検討しています。

梶谷 ● 『判例タイムズ』で、去年連載していましたね。



岡本 圭史 会員

植松 ● そうです。でも、裁判所の考えと弁護士の考えはなかなか合致しない部分があります。立場が違うので仕方のないことですが、非常に難しいところはあるかと思っています。

5. 最後に

司会 ● 最後に一言ずつ、感想をお願いしますでしょうか。

金子 ● ワーキンググループでも最近よく話題になっているのが、会員の方に対する周知がまだまだであるという点です。それはかなり意識してやっていかないといけないのではないかという議論がありますので、私もそのお手伝いができればとは考えているところです。

梶谷 ● 最終的な目的は、フェーズ 3 でシステムをどのように当事者が使いやすく、かつ、国民の権利を保護するようなものにしていくのかという点だと思います。それには、まず実践して、いろいろ要望やあるべき姿を洗い出していくことが不可欠であり、今後も試行錯誤していく必要があると、今回参加して改めて思いました。

植松 ● 私は、今回IT模擬裁判に、ITにそれほど詳しくない弁護士の立場で参加したつもりです。実施する前は、本当に、接続できるのかがすごく心配でした。ただ、1回やって慣れると、意外とそれほど大変ではないかもしれないという印象を受けましたので、他の弁護士の方々も実際に経験してもらえすぐに慣れていくのではないかという感想をもちました。

岡本●私は、研究会の議論を、ここに参加させていただく前までは全く知らなかったのですけれども、実際にIT模擬裁判をやってみて、うまくいかなかったという経験も、研究会などの議論と共に裁判のIT化実現のためには、不可欠だと思います。模擬裁判は2回目があるようだけれども、何回か繰り返して、失敗した点についても会員の皆様に見ていただいて、議論を深めていくべきかと思っています。

吉峯●実は現在、行政手続に関して、デジタルファースト一括法という法律を作るという話があります。裁判のIT化は、デジタルガバメントの一環という側面もあるわけですね。「取りまとめ」の17ページに、システム関係の記載があり、例えばAPI連携、クラウド化、データ形式のオープン化が取り上げられています。これは、使いやすい合理的なシステム構築のための方法論ですが、行政のデジタルガバメントともつながっています。また、民間では、法実務をIT化していくというリーガルテックという概念が盛り上がりつつあります。裁判のIT化は、単に裁判が合理化することではなく、日本社会全体のデジタル対応の一環という側面があるので、そういう視点も心の隅に置いて見えています。

佐々木●座談会に出させていただくということで、「取り

まとめ」と意見照会回答文書を読みました。それだけでも結構勉強になりましたが、今日、直接にお話しが聞けて大変勉強になりました。本当に近い将来の実務に直結する話なので、会報としてもどんどんお知らせしないといけないと思っています。

2巡目のIT模擬裁判が予定されているということですが、例えば私などが傍聴させていただいて、素人目線からレポートを書くみたいな記事があってもいいのではないかという気もします。

また、会報とは直接関係はないのですけれども、実務の運用が見えてきたときに、会員の研修体制をどうするかとかいう点を、会としてしっかり考えていただきたいなと思いました。

司会●ありがとうございました。IT模擬裁判の今後の流れですが、これから2巡目をやることにはなっています。1月末ぐらいに打ち合わせをして、多分2月から始まります。今回はちょっと違うやり方をする事にはなっています。

今日は、皆さん、本当に長い時間、どうもありがとうございました。

— 了 —

関連HP

1 日本経済再生本部

URL: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

① 「未来投資戦略2017 Society 5.0の実現に向けた改革」

上記 URL 内の「これまでの『成長戦略等』はこちら」の中にあります。

URL: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kettei.html>

この中の参考資料になります。

② 裁判手続等のIT化検討会 「裁判手続等のIT化に向けたとりまとめ—3つのeの実現に向けて—」

上記 URL 内の「会議情報」、「過去の会議」内の「裁判手続等のIT化検討会」の中にあります。

URL: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>

2 公益社団法人商事法務研究会 民事裁判手続等IT化研究会

URL: <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it>